熊本県公報

第１２６２７号
平成 29 年 6 月 6 日（火）
（毎週 火・金発行）

目　次

告　　示
○指定居宅サービス事業者の指定……（高齢者支援課）　1
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　1
○定数漁業の許可申請期間……（水産振興課）　2
○土砂災害警戒区域の指定……（砂防課）　2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　2
○道路の供用開始……（道路保全課）　3
○道路の供用開始……（　〃　）　3
公　　告
○平成２９年度家畜人工授精に関する講習会の開催及び同修業試験の実施……（畜産課）　3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）　4
○県営土地改良事業計画の変更……（農村計画課）　4
○県営土地改良事業計画の決定……（　〃　）　4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……（商工振興金融課）　4
○県営土地改良事業計画の決定……（　〃　）　5
○農用地利用配分計画の認可……（農地・担い手支援課）　5
登　載　依　頼
○裁決手続開始決定……（収用委員会）　5
○裁決手続開始決定……（　〃　）　6
○裁決手続開始決定……（　〃　）　8

告　　示

熊本県告示第５８４号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人至誠会	地域密着型特別養護老人ホームサテライト　安寿の里	八代市鏡町内田７４２番地２	平成２９年６月１日	短期入所生活介護

熊本県告示第５８５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人至誠会	地域密着型特別養護老人ホームサテライト　安寿の里	八代市鏡町内田７４２番地２	平成２９年６月１日	介護予防短期入所生活介護

熊本県告示第５８６号

熊本県漁業調整規則（昭和４０年熊本県規則第１８号の２）第８条第２項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第３項の規定により公示する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海

２　申請期間

平成２９年６月６日から平成２９年６月１２日まで

熊本県告示第５８７号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柚木川３－１	山都町柚木	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５８８号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柚木川３－２	山都町柚木	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
七曲１	山都町津留	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
杉５	山都町杉木	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり

（別図１から別図３までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５８９号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上豊内２	甲佐町豊内	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第５９０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成２９年６月６日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
一般県道	川尻宇土線	宇土市三拾町字堂ノ本２９３番地先から宇土市三拾町字壱町田２３０番１７地先まで	150.0	防安交（交通安全）
		宇土市三拾町字壱町田２３０番３地先から宇土市三拾町字満越２２０番１６地先まで	171.5	

２　供用を開始する期日　平成２９年６月６日

熊本県告示第５９１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成２９年６月６日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字岬２１７８番１地先から葦北郡津奈木町大字福浜字尾上２１５３番３地先まで	96.0	広域連携改築

２　供用を開始する期日　平成２９年６月７日

公　　告

熊本県公告第３２２号

家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第１６条第２項の規定による家畜人工授精に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和２６年４月２８日規則第１７号）第４条第２項に基づき公告する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　講習会の対象家畜
　牛
２　講習会の対象者
　熊本県立農業大学校の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者
３　講習会の対象人数
　３０人程度
４　講習会の開催期間及び場所
　(1)　期間
　　平成２９年７月２４日（月）から同年８月２２日（火）まで
　　（８月１５日並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く２０日間）
　(2)　場所
　　合志市栄３８０５　熊本県立農業大学校

５　その他
　国内における家畜伝染病発生状況等により延期し、又は実施しない場合がある。

熊本県公告第３２３号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　合志市野々島字南原５４２２番４
　２４９．０７平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　熊本市北区飛田二丁目２番２３号　サンヒルズＡ棟１０１
　河津　朝孝

熊本県公告第３２４号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条の３第１項の規定により、県営芦水地区（宮浦工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第８７条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　縦覧に供する書類の名称
　変更後の芦水地区（宮浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
２　縦覧期間
　平成２９年６月７日から平成２９年７月４日まで
３　縦覧場所
　芦北町役場

熊本県公告第３２５号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条第１項の規定に基づき、県営第二腹赤地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　縦覧に供する書類の名称
　県営第二腹赤地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
２　縦覧期間
　平成２９年６月７日から平成２９年７月４日まで
３　縦覧場所
　長洲町役場

熊本県公告第３２６号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　イオンモール熊本
　上益城郡嘉島町大字上島字長池２２３２
２　変更した事項
　(1)　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
　　（変更前）　三井住友信託銀行株式会社　代表取締役　常陰　均
　　（変更後）　三井住友信託銀行株式会社　代表取締役　橋本　勝
　(2)　変更の年月日
　　平成２９年４月１日
３　届出年月日
　平成２９年５月２４日

４　届出の縦覧場所及び縦覧期間
　熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
　平成２９年６月６日から平成２９年１０月６日まで

熊本県公告第３２７号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条第１項の規定に基づき、県営矢部中部地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　縦覧に供する書類の名称
　県営矢部中部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
２　縦覧期間
　平成２９年６月７日から平成２９年７月４日まで
３　縦覧場所
　山都町役場

熊本県公告第３２８号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第５項の規定により公告する。

平成２９年６月６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市西区中松尾町字才又５６９番ほか４筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口６１２番ほか２筆
中野　弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字宮田５７２番１ほか８筆
髙田　正伸	熊本市南区土河原町	熊本市南区荒尾一丁目１６８１番ほか１筆
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町舞原字築地原９２４番１ほか１２筆

２　認可年月日
　平成２９年５月３０日

登載依頼

熊本県収用委員会公告第６号

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成２９年６月６日

熊本県収用委員会会長　斉　藤　　修

１　起業者の名称
　国土交通大臣
２　事業の種類
　高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
３　裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
（１）収用の裁決手続の開始を決定する土地
　土地の所在　　熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
134番5	原野	畑 原野	400	985.02	561.57

（２）使用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在　　熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
134番5	原野	畑 原野	400	985.02	12.63

４　土地所有者の氏名及び住所
持分３４分の２８　登記名義人　井手　光生
熊本県上益城郡山都町杉木２３３番地
持分３４分の１　登記名義人（亡）田上　國彦
相続人　田上　宏
愛知県みよし市三好丘三丁目２番地１
ジョイ・タウン三好ケ丘Ｃ棟１０２号
持分３４分の１　土地所有者不明　ただし、登記名義人（亡）山下 米次
相続人
山下　省一（相続持分２分の１）
愛知県岡崎市城北町５番地６　レインボー城北１２０２
上甫木　京子（相続持分２分の１）
居所不明
又は、上記の全員（持分不明）
持分３４分の１　登記名義人（亡）村山　權藏
相続人　山下　義信
熊本県上益城郡山都町下市３３３番地５
持分３４分の１　登記名義人　福田　ツネ
居所、存否不明、住民登録なし　ただし、登記簿記載の住所
熊本県上益城郡矢部町大字杉木８７番地
持分３４分の１　土地所有者不明　ただし、登記名義人（亡）古閑　岩太郎
相続人
渡邉　均（相続持分５分の１）
熊本県上益城郡山都町菅３４３２番地
藤本　勝美（相続持分８０分の１）
熊本県上益城郡山都町白藤６９２番地
山﨑　卓生（相続持分８０分の１）
熊本県上益城郡山都町上寺１５５１番地
藤本　廣明（相続持分４０分の１）
熊本県上益城郡山都町浜町２７２番地５
藤本　末明（相続持分８分の１）
熊本県熊本市南区富合町木原２３１６番地　雁回敬老園
藤本　俊明（相続持分４０分の１）
熊本県熊本市東区長嶺東６丁目３０番９３号
田島　静雄（相続持分５分の３）
居所不明　ただし、職権消除前の住所
熊本県下益城郡砥用町大字永富１３１６番地
又は、上記の全員（持分不明）
持分３４分の１　登記名義人（亡）福田　喜八
相続人　本田　浩春
福岡県北九州市八幡西区平尾町８番３２号
５　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
６　裁決手続の開始を決定した年月日
平成２９年５月２５日

熊本県収用委員会公告第７号
土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成２９年６月６日
熊本県収用委員会会長　斉　藤　　修
１　起業者の名称
国土交通大臣
２　事業の種類

高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事

３　裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

（１）収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在　熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
134番2	原野	原野	429	536.65	190.28
134番6	原野	原野	742	1,916.27	1,198.39
合計			1,171	2,452.92	1,388.67

（２）使用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在　熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
134番2	原野	原野	429	536.65	5.03
134番6	原野	原野	742	1,916.27	16.02
合計			1,171	2,452.92	21.05

４　土地所有者の氏名及び住所

持分３４分の２８　登記名義人（亡）村山　孝芳
　相続人　村山　壽夫
　　熊本県上益城郡山都町杉木１７９２番地
持分３４分の１　登記名義人（亡）田上　國彦
　相続人　田上　宏
　　愛知県みよし市三好丘三丁目２番地１
　　ジョイ・タウン三好ケ丘Ｃ棟１０２号
持分３４分の１　土地所有者不明　ただし、登記名義人（亡）山下　米次
　相続人
　　山下　省一（相続持分２分の１）
　　愛知県岡崎市城北町５番地６　レインボー城北１２０２
　　上甫木　京子（相続持分２分の１）
　　居所不明
　　又は、上記の全員（持分不明）
持分３４分の１　登記名義人（亡）村山　權藏
　相続人　山下　義信
　　熊本県上益城郡山都町下市３３３番地５
持分３４分の１　登記名義人　福田　ツネ
　　居所、存否不明、住民登録なし　ただし、登記簿記載の住所
　　熊本県上益城郡矢部町大字杉木８７番地
持分３４分の１　土地所有者不明　ただし、登記名義人（亡）古閑　岩太郎
　相続人
　　渡邉　均（相続持分５分の１）
　　熊本県上益城郡山都町菅３４３２番地
　　藤本　勝美（相続持分８０分の１）
　　熊本県上益城郡山都町白藤６９２番地
　　山﨑　卓生（相続持分８０分の１）
　　熊本県上益城郡山都町上寺１５５１番地
　　藤本　廣明（相続持分４０分の１）
　　熊本県上益城郡山都町浜町２７２番地５
　　藤本　末明（相続持分８分の１）
　　熊本県熊本市南区富合町木原２３１６番地 雁回敬老園
　　藤本　俊明（相続持分４０分の１）
　　熊本県熊本市東区長嶺東６丁目３０番９３号
　　田島　静雄（相続持分５分の３）
　　居所不明　ただし、職権消除前の住所
　　熊本県下益城郡砥用町大字永富１３１６番地
　　又は、上記の全員（持分不明）
持分３４分の１　登記名義人（亡）福田　喜八
　相続人　本田　浩春
　　福岡県北九州市八幡西区平尾町８番３２号

５　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

６　裁決手続の開始を決定した年月日

平成２９年５月２５日

熊本県収用委員会公告第８号

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成２９年６月６日

熊本県収用委員会会長　斉　藤　　修

１　起業者の名称

国土交通大臣

２　事業の種類

高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事

３　裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

（１）収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在　　熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
134番4	原野	原野	2,798	3,857.06	659.34

（２）使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

４　土地所有者の氏名及び住所

持分３４分の２８　登記名義人（亡）村山　春皿郎

相続人　村山　義俊

福岡県福岡市東区和白丘１丁目２１番７－１４０３号

持分３４分の１　登記名義人（亡）田上　國彦

相続人　田上　宏

愛知県みよし市三好丘三丁目２番地１

ジョイ・タウン三好ケ丘Ｃ棟１０２号

持分３４分の１　土地所有者不明　ただし、登記名義人（亡）山下　米次

相続人

山下　省一（相続持分２分の１）

愛知県岡崎市城北町５番地６　レインボー城北１２０２

上甫木　京子（相続持分２分の１）

居所不明

又は、上記の全員（持分不明）

持分３４分の１　登記名義人（亡）村山　權藏

相続人　山下　義信

熊本県上益城郡山都町下市３３３番地５

持分３４分の１　登記名義人　福田　ツネ

居所、存否不明、住民登録なし　ただし、登記簿記載の住所

熊本県上益城郡矢部町大字杉木８７番地

持分３４分の１　土地所有者不明　ただし、登記名義人（亡）古閑　岩太郎

相続人

渡邉　均（相続持分５分の１）

熊本県上益城郡山都町菅３４３２番地

藤本　勝美（相続持分８０分の１）

熊本県上益城郡山都町白藤６９２番地

山﨑　卓生（相続持分８０分の１）

熊本県上益城郡山都町上寺１５５１番地

藤本　廣明（相続持分４０分の１）

熊本県上益城郡山都町浜町２７２番地５

藤本　末明（相続持分８分の１）

熊本県熊本市南区富合町木原２３１６番地 雁回敬老園

藤本　俊明（相続持分４０分の１）

熊本県熊本市東区長嶺東６丁目３０番９３号

田島　静雄（相続持分５分の３）

居所不明　ただし、職権消除前の住所

熊本県下益城郡砥用町大字永富１３１６番地

又は、上記の全員（持分不明）

持分３４分の１　登記名義人（亡）福田　喜八

相続人　本田　浩春

福岡県北九州市八幡西区平尾町８番３２号

５　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

６　裁決手続の開始を決定した年月日
　　平成２９年５月２５日